

# 危険物保安技術協会の 検査員資格に係る規制について

令和5年5月11日

消防庁予防課危険物保安室

# 危険物保安技術協会について

- 危険物保安技術協会（以下「KHK」という。）は、消防法（以下「法」という。）第11条の3又は第14条の3第3項の規定に基づき、市町村長等の委託を受けて屋外タンク貯蔵所に係る審査を行っている。

根拠条文	審査を受託する許可・検査	屋外貯蔵タンク貯蔵所の種別		審査する事項
		特定 (1000kL以上)	準特定 (500kL以上)	
第11条の3	設置・変更の許可に係る審査 (第11条)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>タンク本体に関する事項</li> <li>液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項</li> </ul>
	完成前検査 (第11条の2)	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項</li> <li>液体危険物タンクの溶接部に関する事項</li> <li>岩盤タンクのタンク構造に関する事項</li> </ul>
第14条の3 第3項	保安検査 (第14条の3)	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>液体危険物タンクの底部の板の厚さに関する事項</li> <li>液体危険物タンクの溶接部に関する事項</li> <li>岩盤タンクの構造及び設備に関する事項</li> </ul>

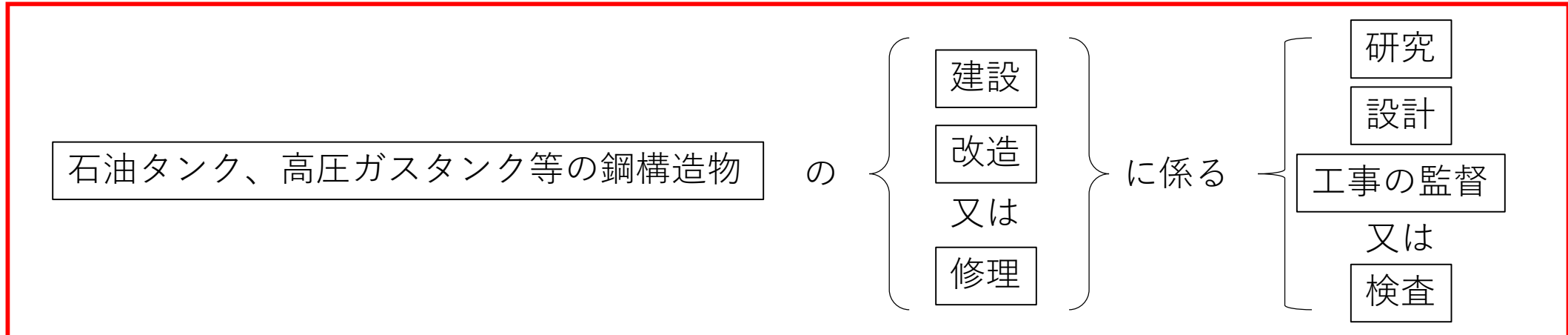
# 検査員の資格について①

- KHKの受託審査業務は高度の技術的知識と経験とを要するものであるため、実際に当該事務の実施に当たる検査員は、卒業した学科又は課程と石油タンク等の研究等への実務の経験の年数により規定された一定の資格を有することが求められている。
- このほか、総務大臣が同等の学力及び経験を有すると認定した者に検査員の資格を認めている（危険物の規制に関する政令（以下「危険物政令」という。）第41条の3第4号）。

根拠条文（危険物政令第41条の3）	学科又は課程	石油タンク等の研究等の経験年数
1号	大学において <b>機械工学</b> 、 <b>造船工学</b> 、 <b>土木工学</b> 又は <b>建築工学</b> の学科又は課程を修めて卒業した者	3年
2号	短大・高専において <b>機械工学</b> 、 <b>造船工学</b> 、 <b>土木工学</b> 又は <b>建築工学</b> の学科又は課程を修めて卒業した者	5年
3号	(なし)	7年

## 検査員の資格について②

- 「石油タンク等の研究等」については、危険物政令上以下の通り定義されている。



- 設立当初は、特定タンク貯蔵所審査業務の内容も完全に明確化しておらず、タンクの構造や溶接部の検査について、即戦力となる人材を集める必要があり、石油タンクの構造等を理解できる知識を有すること、実際にタンクの設計・工事等に携わり実務経験のあることが求められたことから、このように定めていると考えられる。
- また、大学、短大又は高専において機械工学、造船工学、土木工学又は建築工学の学科又は課程を修めた者は、材料工学、構造力学等の物理系専門科目を履修し、知識を習得した上で、具体的な機械、船舶、建築物等の設計についても知識・経験を有していると考えられることから、1号、2号において、3号より少ない経験年数で検査員としての業務を行うことを認めていると考えられる。